

京都市告示第608号

生活保護法第55条において準用する同法第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定に基づき、生活保護法による医療扶助及び中国残留邦人等支援法第14条第2項第3号に規定する医療支援給付のための施術を担当させる者を、次のとおり指定しました。

令和5年1月17日

京都市長 門川大作

施術者指定

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
北村 拓樹	北大路東洋鍼灸整骨院	北区小山北上総町26 米田ビル1F	令和4年12月5日
大河原 美樹	こりかるマッサージ鍼灸	上京区下之町412-1 フラッティ丸太町御前1F	令和4年12月26日
山名 基伸	フレアス在宅マッサージ京都南区施術所	南区吉祥院清水町5-2 メゾンフェリシア301号室	令和4年12月1日
牧野 里佳子	宇治東洋鍼灸整骨院	宇治市広野町一里山65-3 クレスビル1F	令和4年12月5日

(保健福祉局生活福祉部生活福祉課)